

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
入会及び退会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会定款(以下「定款」という。)第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、この協議会の会員の入会、記載事項の変更及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この協議会の会員として入会しようとする者は、入会申込書(別紙1)を会長に提出し、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、協議会HPの会員名簿に記載することにより通知を省略することができる。

(会費)

第3条 入会金及び会費の徴収に関する手続きは、入会金及び会費納入規定による。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、この協議会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第2条に定める入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、変更届(別紙2)の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

第5条 この協議会を退会しようとする会員は、退会届(別紙3)を提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員の資格を喪失した場合は、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、再入会を認めないこととする。

(改 廢)

第7条 この規定の改廢は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、2022年11月10日から適用する。

(別紙 1)

## 入 会 申 込 書

20 年 月 日

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
会長殿

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会の定款の趣旨に賛同し、会員として入会致したく申し込みします。

フリガナ	
社名又は団体名	
社名又は団体名 の英文名	
代表者の氏名及 び役職	印
所在地	
担当者氏名及び 所属役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
事業内容	

事務局記入

受付日	受付番号
-----	------

(別紙 2)

## 変 更 届

20 年 月 日

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
会長殿

20 年〇月〇日付で提出しました入会申込書について、以下のとおり変更となりましたので届出します。

社名又は団体名	旧	(フリガナ)
	新	(フリガナ)
代表者の氏名及び 役職	旧	
	新	
所 在 地	旧	
	新	

※旧については全て、新については変更箇所のみ記載。

事務局記入

受付日	受付番号
-----	------

(別紙 3)

## 退 会 届

20 年 月 日

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
会長殿

この度、都合により貴協議会を退会したいので届出します。

所在地
社名又は団体名
代表者の氏名及び役職
印

事務局記入

受付日	受付番号
-----	------

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
入会金及び会費納入規定

(目的)

第 1条 この規定は、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会定款(以下「定款」という。)第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関する事項を定める。

(会費の額)

第 2条 会員が入会に際して納入する入会金及び年会費の額は、総会で別に定めた額とし、年度内の入会の時期にかかわらず定額とする。

(会費の納入)

第 3条 会員に係る入会金及び年会費は、協議会事務局が請求する。

(会費の返還)

第 4条 会員が既に納入した入会金及び年会費は、会員の退会の場合も返還しない。

(規定の改廃)

第 5条 この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、2022年11月10日から適用する。